

1. 特定福祉用具の購入とは

在宅の要介護者が日常生活の自立のために、入浴や排泄に用いる一定の福祉用具を購入した際に、購入費が支給される制度です。

福祉用具購入費の支給限度基準額は、ひとりにつき同一年度（4月～翌年3月）で10万円です。10万円の範囲内で実際にかかった購入費の1割から3割（負担割合証に記載された割合）が利用者負担となり、残りの7割から9割が支給されます。

2. 福祉用具購入費の支給要件

- ① 要支援・要介護の認定を受けていること。
- ② 申請者が在宅であること（申請時点で入院・入所中の場合は、退院・退所が確認できてからの支給）。
- ③ 申請者の日常生活の自立を助けるために必要と認められるものであること。
- ④ 都道府県知事の指定を受けた特定福祉用具販売事業所で購入した、特定福祉用具であること。

3. 支払方法

支払方法には償還払いと受領委任払いがあります。

① 償還払い

申請者が一旦費用の全額を販売事業所に支払い、後日購入費用の7割から9割（負担割合による）が介護給付費として市から申請者に支給されます。

② 受領委任払い

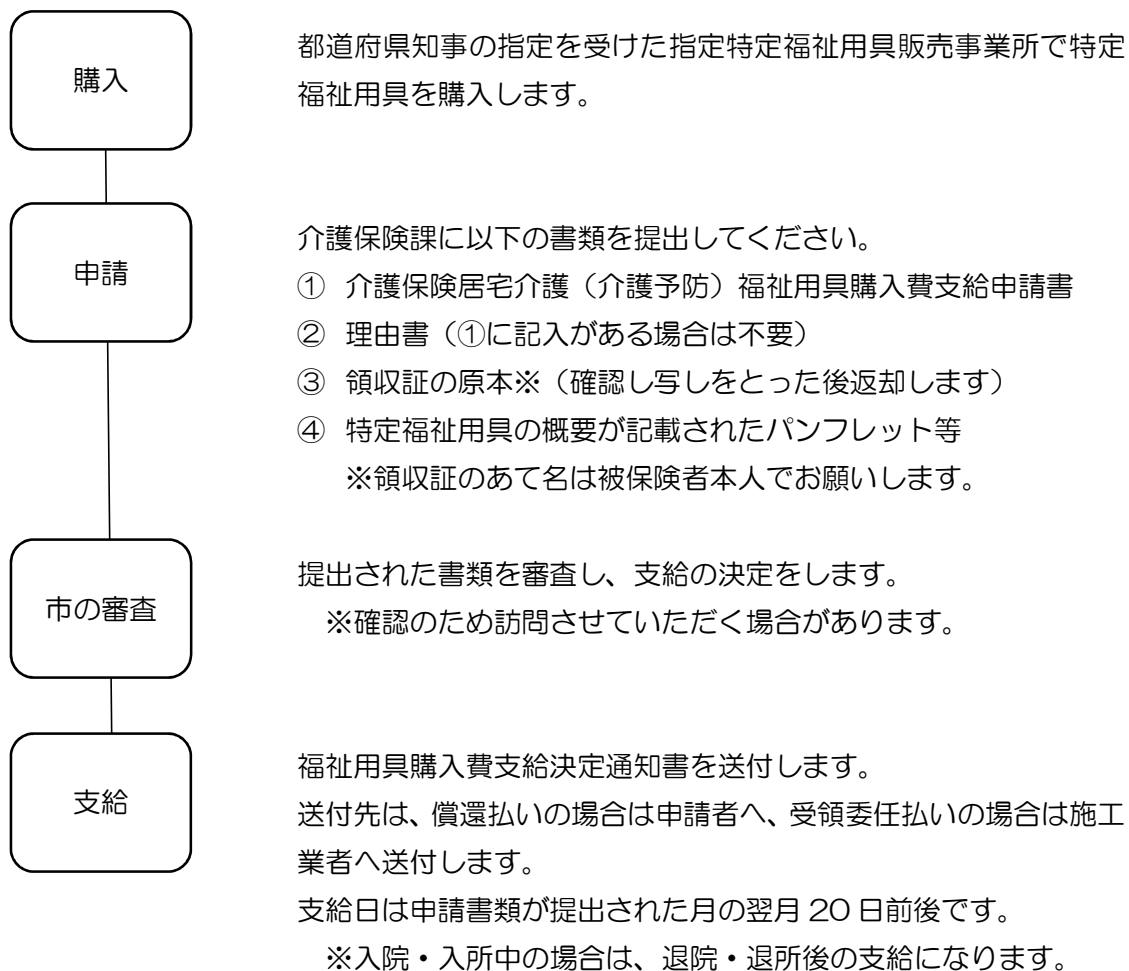
被保険者は購入費用の1割から3割（負担割合による）を販売事業所に支払い、残りの7割から9割は、介護給付費として市から施工業者に直接支給されます。

※市に届出がある事業所から購入する場合で、以下に該当する場合は受領委任払いを選択できます。

- ・ 受領委任払いの申請時において、可児市の被保険者の方
- ・ 介護保険料の滞納のない方
- ・ 介護保険施設に入所中又は医療機関に入院中でない方

※支払い方法については、施工業者と相談のうえ選択してください。

4. 手続きの流れ



5. 福祉用具購入の対象用具（特定福祉用具）

1. 腰掛便座

和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの、洋式便器の上に置いて高さを補うもの、便座・バケツ等からなり、移動可能である便器

4. 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの（硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含む）

2. 自動排泄処理装置の交換可能部

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの

5. 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

3. 入浴補助用具

入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト

6. 排泄予測支援機器

利用者が常時装着し、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであり、一定の量に達したと推定された際に介護者等に通知するもの。（専用のジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く）

※同一品目の購入について※

購入費の支給は、同一年度内で一品目一回に限られています。ただし、破損や介護の必要の程度が著しく高くなった等の特別の事情がある場合は、支給が認められる場合があります。